国際障害者年

障害者対策の充実をめざして

障害者相談員を配置

市では「国際障害者年」の今年、障害者福祉大会や障害者ソフトボール大会など各種行事を予定しています。また、国際障害者年を契機に障害者対策を充実させるために、今年度から障害者相談員の配置や心身障害者居宅整備資金貸付金制度を設けるなど、今後十年にわたる長期計画で取り組んでいくことにしています。

秋田市にある身障者更生訓練センターで

障害者は市内に三千人

市内には、身体障害者手帳を受けている人千七百十八人、精神薄弱者四百三十六人、精神障害者八百八十五人で、計三千三十九人の障害者がいます。

また、平均寿命が延びて高齢者社会が進むにつれ、脳卒中の後遺症による障害者や交通事故や労働災害などによる障害者が年々増えてきています。

市の障害者対策は

市の障害者対策としては、今月から市役所の福祉事務所内に健康相談や各種相談に応ずる障害者相談員の配置や、心身障害者の居室整備貸付金制度の新設をしています。

また、障害者が機能回復訓練をしたり、ボランティア活動する場として身障者福祉センターの建設実現を国などへ要望しています。障害者の雇用促進対策や公共施設などに対する車イス用のスロープやトイレの設置、ボランティア活動の充実、障害者の早期発見などを長期計画をたてて障害者対策の充実をめざしていきます。

十月に障害者福祉大会

「国際障害者年」の今年の事業としては、障害をもつ人に対する理解と関心を深めようということで、市民総参加による障害者福祉大会を十月二日に開催する予定にしています。このほか障害者と市民との懇談会や障害者ソフトボール大会、障害児と健常児の交歓会、市民の森の清掃など各種行事を予定しています。

ご存じですか

地番と住所

（イ）○○町一二五一－八六（ロ）○○町5丁目28番17号

これらは〝番地〟が違うので場所も異なるだろうと思いがちですが、実は同じ場所なのです。（イ）は〝土地〟を特定する地番、（ロ）は〝住居〟を特定する住居表示の番号で、日常手紙のやりとりなどに使用される住所です。

では、なぜこのように区別されているのでしょうか。

従来、わが国では住所を表すのに土地の地番（イ）が使われていましたが、市街地に人口が集中し過密化したことによって多くの人が同じ地番の上で生活するようになり、地番で区別するのが難しくなったためです。

そこで、昭和三十七年に「住居表示に関する法律」が定められ、住居表示が実施されたところでは、その街区間の建物に地番とは別の住居番号を付け住所は「何番何号」というように実示されるようになったのです（ロ）。つまり、この住居番号は〝住居〟そのものに付けられたもので〝土地〟に付けられた地番とは異なるものです。

ですから、登記所に「土地」の登記申請などをする場合には（イ）の地番が用いられます。

また、「建物」についても登記簿上では家屋番号が付けられています。この家屋番号は土地の地番と同じ番号が付けられますが、同一の土地に数個の建物がある場合には、その地番に枝番を付けたものが家屋番号になります。

長根山陸上競技場メーンスタンド完成

長根山総合運動公園の最終事業である「陸上競技場」の新築工事は、今年三月末でメーンスタンド（正面観覧席）とサブスタンド（付属観覧席）が完成しました。

このメーン、サブスタンドは鉄筋コンクリート造三階建で、建物面積千七百五十三平方㍍、約三千人収容の施設です。

今年度では、競技場に一周四百㍍八コースのトラック（競走路）とインフィールド（走り高跳びや砲丸投げ、サッカー、ラグビーなどができる施設）の工事をして完成させることにしています。

そして市では、陸上競技関係者や市民の皆さんから「全県大会やそれ以上の規模の大会を開くことのできる第二種の陸上競技場として建設されるのだから雨の日でも競技を行うことができる全天候型トラックをつくってほしい」の要望を受けて、全天候型トラックの建設をすることにし、作業をすすめてきました。

しかし、工事費用の面で市単独工事で行うのは困難なため、国や県に働きかけて、早期完成を目指していきます。

市長のエッセイ

新緑薫る五月

新緑薫る五月、産業に、スポーツに大車輪の時期になりました。精いっぱいのご活躍を期待いたします。

分相応

〝ぶんそうおう〟好きな言葉でありませんが、どうしても提起させていただき、考え直して見たいと思います。

私のある大先輩ですが「会費制の結婚式でなければ辞退している」と聞かされたことがあります。そして私自身にも婦人会や老人クラブの方々から冠婚葬祭の簡素化の陳情を何回もいただいています。

私たち人間社会から、すべてのムダをなくすことは不可能に近いことでしょうし、そんなことをしたら合理主義だけが先行し、人間社会ではなくなるかも知れません。しかし今日の実態を見る時、まさに異常というより他ないし、とすればあえて〝分相応〟つまり「自分だけは例外」という無理、見栄の追放を真剣に問い直して見なければなりません。不況の中の物価高、出るを抑えることも大変な勇気のいる経済活動であることを自分だけでなく、地域社会全体の問題としてあらゆる組織が、あらゆる機会に話し合っていただきたいと思います。

文化の時代

私たちの祖先や先輩は長い、尊い経験の中から有形無形のものをつくり出してくれました。それが文化です。

ところが戦後の〝モノ不足〟からの脱却欲と高度経済成長は、私たちからその文化の心を忘れさせてしまいました。そして今、その遅れをとりもどそうとしているのです。

文化といえば、文化人のものと考える人もいるでしょうが、私たち市民の一人ひとりの毎日の生活の中にこそ文化があるのですし、その余裕をつくらなければなりません。

市としても、毎日の仕事の中に文化的な視点、つまり、㈠快さ、楽しさ、㈡環境との調和、㈢地域社会との融和、㈣利用しやすさ、㈤歴史性、季節性などの面で生かして行かなければなりませんし、このことに必要な職員の教育を進めていきたいと思います。

市民のみなさんからも、文化行政のあり方などに積極的なご参加とご提案をお願いし、文化の時代にふさわしい町づくりを進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

№30

土地取引のまえに…

私たちは、狭いながらも豊かな自然に恵まれたこの国土を、大切に有効に利用していかなければなりません。昭和四十七、八年頃に問題となったように、土地の買い占めや地価の暴騰で、国土利用を混乱におとし入れるといった事態は、二度とおこしてはなりません

国土利用計画法は、このために制定された法律です。この法律は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。

届出が必要な場合

定められた広さ（大館市では五千平方メートル以上）の土地の売買などの契約や予約、また代金を払って使ったり借りたりするときは、売る人も買う人も予約価格や利用目的等を書いた届出書を、市を通じて県知事に出さなくてはなりません。

なお、届出用紙の交付、受付及びご相談は、市役所都市開発課計画係で行っています

☎49～3111　内線313

国土利用計画法による土地取引の届出制

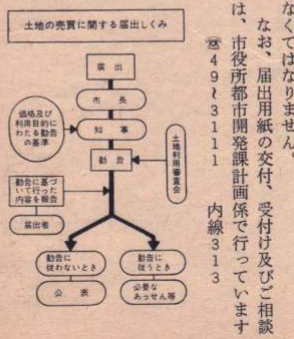

大館市役所